

平成26年大阪市規則第32号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に
関する規則の一部を改正する規則

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則
(平成5年大阪市規則第49号)の一部を次のように改正する。

第34条第1項中「(一般廃棄物再生利用業の指定を受けようとする者については、第11号に掲げる事項を除く。)」を削る。

第35条第1項中第9号を第10号とし、同項第8号中「申請者」を「前号に掲げるもののほか、申請者」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第7号の次に次の1号を加える。

(8) 申請者が第15条の2第2項各号のいずれにも該当しないこと

第35条第2項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、同項第9号中「申請者」を「前号に掲げるもののほか、申請者」に改め、同号を同項第10号とし、同項中第8号の次に次の1号を加える。

(9) 申請者が第15条の2第2項各号のいずれにも該当しないこと

第40条第2号中「次条第1項第1号」を「次条第1項第1号又は第2号」に改める。

第40条の2第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号中「法」を「前号に掲げるもののほか、法」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 第15条の2第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第34条の規定は、この規則の施行の日以後に行われる指定の申請について適用し、同日前に行われた指定の申請については、なお従前の例による。